

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、施行されましたので、お知らせします。

8 文科初第 32 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学事務次官
増 子 宏

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

このたび、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 7 号。以下「令和 8 年改正法」という。）が、本年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校における働き方改革を加速し、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保することが重要です。また、令和 7 年度で小学校 35 人学級が完成したことを踏まえ、中学校においても切れ目なく同じ学級規模で学ぶことができるよう体制を整備する必要があります。今回の改正は、こうした背景から、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級編制の標準の一律の引下げ、養護教諭等の複数配置に係る算定基準の引下げ、複数の共同学校事務室を設置する市町村に係る事務職員の算定基準の新設等の措置を講ずるものです。

また、令和 8 年改正法と併せて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 87 号。以下「経過措置政令」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（令和 8 年文部科学大臣裁定。以下「一部改正義務大臣定め」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（令和 8 年文部科学大臣裁定。以下「一部改正高校大臣定め」という。）がそれぞれ令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。

加えて、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第12号。以下「限度省令一部改正省令」という。）が令和8年3月26日に公布され、公布の日から施行されています。

改正法令等の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って、学級規模の適正化、教職員定数の確保及び適正配置に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、改正法令等の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。

なお、改正法令等については、関係資料とともに文部科学省のホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

記

第一 令和8年改正法、経過措置政令及び一部改正義務大臣定め

1. 改正の概要

（1）学級編制の標準の改正

公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る1学級の生徒の数の標準（以下「学級編制の標準」という。）を40人から35人に引き下げること。（令和8年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「新標準法」という。）第3条第2項関係）

（2）教職員定数の標準の改正

- ① 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校については児童の数が851人以上から801人以上の学校に、中学校については生徒の数が801人以上から751人以上の学校にそれぞれ引き下げること。（新標準法第8条第2号関係）
- ② 事務職員の数について、複数の共同学校事務室を設置する市町村の数につき1人の事務職員を算定する基準を新設すること。（新標準法第9条第5号及び第14条第2号関係）

（3）学級編制の標準の引下げに伴う経過措置

令和10年3月31日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に35人とすることを旨として、毎年度、政令で定める

学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあつては、40 人とすること。（令和 8 年改正法附則第 1 条）

- ① 令和 9 年 3 月 31 日までの間における新標準法第 3 条第 2 項の政令で定める学年は、第 2 学年及び第 3 学年（義務教育学校にあつては第 8 学年及び第 9 学年）とすること。（経過措置政令第 2 条第 1 項）
- ② 新標準法第 3 条第 2 項の文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校で学級編制が 40 人となるのは、令和 8 年 4 月 1 日現在に在学する生徒の数を基礎として算定した当該学校の学級の数、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数を超え、かつ、当該超過分に充てるための適切な施設を確保することが困難である中学校の第 1 学年とすること。（一部改正義務大臣定め附則関係）

（4）教職員定数に関する経過措置

都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、令和 10 年 3 月 31 日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとすること。（令和 8 年改正法附則第 2 条第 3 項）

令和 8 年度については、新標準法第 8 条第 2 号並びに第 9 条第 5 号及び第 14 条第 2 号において改正・新設する算定基準を 3 年間で実現する方針の下に、これらの算定基準の 3 分の 1 に相当する基準により養護教諭等及び事務職員の数を算定すること。また、校長、教頭及び教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員については、新標準法の規定により算定される教職員の数とすること。（経過措置政令第 3 条関係）

2. 留意事項

（1）教職員の人材確保・配置等

- ① 令和 8 年改正法により公立の中学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、学級数の増加に伴う教職員が新たに基礎定数として算定されることや、養護教諭等の複数配置に係る算定基準の引下げ及び複数の共同学校事務室を設置する市町村に係る事務職員の算定基準の新設に伴い、見通しを持った教職員の採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うこと。また、採用倍率の低下や「教師不足」の実情を踏まえ、経験豊富な退職教員等の更なる活躍の場の創出、特別免許状等の活用や首長部局との連携による多様な人材の更なる活用等を図ることにより、質の高い指導・運営体制を確保すること。

ア 教師の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教師の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する協議会の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教師としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教師として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、教員採用選考試験の受験年齢制限の緩和等も検討すること。また、首長部局や企業等に在籍しながら教師として勤務することについても検討すること。

- ② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に中学校第1学年から第3学年（義務教育学校にあっては第7学年から第9学年）までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。
- ③ 今回の養護教諭等の複数配置基準の引下げは、アレルギー疾患等の複雑化・多様化する児童生徒の健康課題や不登校等の生徒指導上の課題に対応する体制を強化するとともに、これらの課題に対応する学級担任へのサポートや他の養護教諭等との業務の分担等により「チーム学校」の考え方を踏まえた学校における働き方改革を推進するものであり、この趣旨を踏まえ適切に配置されることが期待されること。
- ④ 今回の改正により新たに事務職員の数の算定に加えられる、複数の共同学校事務室を設置する市町村の数に応じた事務職員の数の配置に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 今回、新たに基礎定数として算定される事務職員定数については、複数の共同学校事務室を設置している市町村に1名措置するものであり、その者には、以下の役割が期待されること。

- ・ 複数の共同学校事務室を設置している市町村に1名を算定するものであることから、教育委員会とも連携しつつ、各共同学校事務室を統括すること。
- ・ 各共同学校事務室における好事例を把握し、他の共同学校事務室においても導入等することで共同学校事務室間の事務の標準化や効果的な事務の実施を図ること。
- ・ 共同学校事務室の設置は、事務職員の育成及び質の向上も期待されることから、この仕組みを活用しつつ、教育委員会とも連携し、共同学校事務

室に所属する事務職員への研修を充実すること等により、事務職員の能力開発の推進を図ること。

イ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の附則で規定された、令和 11 年度までに時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減するという目標の達成など教師が教師でなければならない業務に専念できるようにするためには、学校の事務機能の強化は不可欠であることから、新たな事務職員定数については、アに掲げる役割等を踏まえて配置することが期待されるものであること。

ウ 共同学校事務室を統括する立場としての事務職員については、学校の事務職員として任用されていることを前提としているものであり、具体的な発令方法等については、教育委員会の規則等に基づいて行うこと。その際、その処遇については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づき、職務給の原則等を踏まえた上で、各地方公共団体の条例において適切に規定されるべきものであり、その役割や職務の重要性を踏まえ、適切な処遇で任用されることが期待されること。また、共同学校事務室の室長も含め、各事務職員がキャリアパスに見通しを持つことができるよう留意すること。

エ 今回の改正の趣旨を踏まえ、学校の事務機能の更なる充実のため、共同学校事務室の設置促進や、事務職員の体制充実が期待されていること。なお、国においては、今後、共同学校事務室に係る事例等を収集し、周知する予定であること。

（2）施設の整備

① 一部改正義務大臣定め附則第 2 項が定める特別の事情は、1（3）②の経過措置として規定するものであり、学級数の増加に伴う教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に施設整備等を進め、令和 9 年度末までに完了させ、教室不足が解消された状態とすること。

特別の事情の適否については、学校設置者において、以下の点に留意しつつ、所要の施設の確保に努めた上でもなおやむを得ない教室不足が生ずるなどの事情により判断されるべきものであること。なお、以下イ及びウにある適切な代替施設の確保が可能である場合を含め、中学校第 1 学年（義務教育学校にあっては第 7 学年）において 35 人以下学級を実施することが可能な場合には、特別の事情が適用されないものとして扱うものであること。

ア 施設の確保に当たっては、一部改正義務大臣定め附則第 2 項のとおり、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年文部科学大臣裁定）第 1 の 38 に定める特別教室の数の基準を超える数の特別教室は、普通教室として使用することが前提となるが、それに加えて、最大限、余裕教室や会議室等の普通教室への転用も前提に検討を行うこと。なお、普通教室以外の室を普通教室に転用した場合、一部改正義務大臣定めにおける普通教室の数に含むこととなること。

イ アによっても必要教室数を確保することができず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設の確保を検討すべきであり、その確保が可能であれば、年度の当初から中学校第1学年（義務教育学校にあっては第7学年）において35人以下学級を実施するよう検討されるべきこと。この場合における適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるかという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものであること。

ウ 学校と同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障がないと認められる場合においては、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第12条の趣旨に鑑み、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられること。

- ② なお、今回の改正により職員室の狭あい化等の課題が生じる場合にも、既存施設の有効活用等を検討し、適切に対応すること。

（3）その他

1. 都道府県又は市（指定都市教育委員会を除く。）区町村教育委員会が行う学級編制については、今回の学級編制の標準の引下げについても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について（通知）」（平成23年4月22日付け23文科初第202号文部科学副大臣通知）第四の2（1）と同様の運用を行うことができること。
2. 入学定員を定めている中高一貫教育を行う中学校及び中等教育学校の前期課程において、新標準法の施行前に既に36人以上で学級編制を行うことを前提に入学者を決定している場合には、当該生徒に係る学年については、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準を超えて学級編制を行うことが例外的に許容されること。この場合においても、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準は35人以下とする必要があり、ティーム・ティーチングなど他の指導体制を充実させることで、今般の中学校35人学級化の趣旨を踏まえた対応を行うこと。
なお、この取扱いは、新標準法の施行前に、36人以上で学級編制を行うことを前提として令和8年度の入学者の決定等を行っているというやむを得ない事情に鑑みた一時的な対応とし、新標準法施行後の入学定員の設定については、今般の制度改正を踏まえたものとし、令和9年度以降の入学者に係る学級の編制は、都道府県の基準を標準として行うこと。
3. 指定都市教育委員会が行う学級編制については、新標準法に基づき学級編制を行うこととなるが、その場合においても上記1及び2と同様の運用が例外的に認められること。

第二 一部改正高校大臣定め

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 215 号）第 2 条第 5 項の文部科学大臣が定める研究に関し、「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」については、令和 7 年度で当該事業における公立高校の採択期間が終了することから、記の 11 に掲げる特別な研究の対象から当該事業を削除すること。（一部改正高校大臣定めによる改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて記 11）

第三 限度省令一部改正省令

令和 7 年 8 月の人事院勧告を踏まえ、令和 7 年度分の国家公務員の給与等について、令和 7 年 4 月 1 日にさかのぼって俸給月額の一部引上げ等の見直しがなされたことに伴い、最高限度の算定において当該国家公務員の俸給の見直しを勘案するため、別表第 1 から別表第 12 までの給料月額単価を改正すること。

第四 施行期日について

令和 8 年改正法、経過措置政令、一部改正義務大臣定め及び一部改正高校大臣定めは、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、限度省令一部改正省令は公布の日から施行するものとする。

- 【別添 1】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律 概要、条文、新旧対照表
- 【別添 2】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 8 年 3 月 13 日衆議院文部科学委員会）
- 【別添 3】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 8 年 3 月 31 日参議院文部科学委員会）
- 【別添 4】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 概要、条文
- 【別添 5】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について
- 【別添 6】 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について
- 【別添 7】 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令 概要、条文

(文部科学省ホームページ：教師を取り巻く環境整備について(学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善))



【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局財務課

電話：03-5253-4111 (内線 5786)

1. 趣旨

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、**公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改める**こととする。

2. 概要

【背景】

- ▶ 令和7年度に小学校35人学級が完成することを踏まえ、**中学校においても切れ目なく同じ学級規模で学んでいくことがきめ細かな対応をしていく上で重要**。
中学校は、学習内容の高度化や、教科ごとの担当による授業への移行、部活動の実施など、**小学校から環境が大きく変化**。
- ▶ 義務教育段階全体では、
① 教師の勤務実態の深刻化 ② 不登校等、生徒指導上の課題の深刻化
③ 少子高齢化に伴う児童生徒の数の急速な減少 ④ アレルギー、感染症等の健康課題の複雑・多様化など、**児童生徒や教師を取り巻く環境が大きく変化**。
- ▶ **給特法等の一部を改正する法律**（令和7年法律第68号）の附則においても、令和8年度からの中学校35人学級化等、法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨、規定。

(1) 学級編制の標準の改正

- ① 中学校の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。【第3条第2項関係】
- ② 令和10年3月31日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、40人とする経過措置を設ける。【附則第2条第1項関係】

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

年度	R8	R9	R10
学年	中1	中2	中3

(2) 教職員定数の標準の改正

- ① 公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準に関し、次の改正を行う。
(ア) 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校を851人から801人に、中学校を801人から751人にそれぞれ引き下げる。【第8条第2号関係】
(イ) 共同学校事務室（※）を複数の学校に設置する市町村に係る事務職員の算定基準を新設する。
【第9条第5号及び第14条第2号関係】
(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、所管に属する学校のうち指定する2以上の学校に係る事務を事務職員が共同で処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。
- ② 令和10年3月31日までの間における教職員定数の標準については、児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、改正後の教職員定数の標準に漸次近づけるを旨として、毎年度、政令で定める経過措置を設ける。【附則第2条第3項関係】

3. 施行期日

令和8年4月1日【附則第1条関係】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は市」を「又は市町村」に、「第八条第三号並びに」を「第八条第三号、」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削り、同項の表中中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の項中「四十人」を「三十五人」に改める。

第八条第二号中「八百五十一人」を「八百一人」に、「八百一人」を「七百五十一人」に改め、同条第三号中「市」を「市町村」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削る。

第九条に次の一号を加える。

五 共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。第十四条第二号及び第十五条第五号において同じ。）であ

つて小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市

町村（第十四条第二号に規定する市町村に該当するものを除く。）の合計数に一を乗じて得た数

第十四条中「特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た」を「次に定めるところにより算定した数を合計した」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数

二 共同学校事務室であつて特別支援学校に置かれるものを二以上（第九条第五号に規定する共同学校事務室を一置く市町村にあつては、一以上）置く市町村の合計数に一を乗じて得た数

第十五条第五号中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項に規定する共同学校事務室をいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和十年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（生徒の数の推移等を考慮し、段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあつては、四十人）」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「標準法」という。）第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は前条第三項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、標準法第六条第二項中「第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

3 標準法第六条第一項に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は標準法第十条第一項に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、令和十年三月三十一日までの間は、標準法第六条及び第十条の規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（抄）（本則関係）

※ 「改正前」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）（令和八年四月一日施行）による改正後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第五号並びに第十四条第二号を除き、以下同じ。）の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場</p>	<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の</p>

合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
(略)	(略)	(略)
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	三十五人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 (略)

第八条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 (略)
- 二 児童の数が八百一人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が七百五十一人以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等

数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
(略)	(略)	(略)
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 (略)

第八条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 (略)
- 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が八百一

教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一
を乗じて得た数

三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号
)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)
が存しない市町村(特別区を含む。次条第一号及び
第二号、第九条第五号並びに第十四条第二号におい
て同じ。)の数等を考慮して政令で定めるところに
より算定した数

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定
した数を合計した数とする。

一、四 (略)

五 共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に
関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四
十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。第十四
条第二号及び第十五条第五号において同じ。)であ
つて小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等
教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市
町村(第十四条第二号に規定する市町村に該当する
ものを除く。)の合計数に一を乗じて得た数

第十四条 事務職員の数は、次に定めるところにより算
定した数を合計した数とする。

一 特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計
数に一を乗じて得た数

二 共同学校事務室であつて特別支援学校に置かれる
ものを二以上(第九条第五号に規定する共同学校事
務室を一置く市町村にあつては、一以上)置く市町

教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一
を乗じて得た数

三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号
)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)
が存しない市(特別区を含む。次条第一号及び第二
号において同じ。)町村の数等を考慮して政令で定
めるところにより算定した数

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定
した数を合計した数とする。

一、四 (略)

(新設)

第十四条 事務職員の数は、特別支援学校の小学部及び
中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

(新設)

(新設)

村の合計数に一を乗じて得た数

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一〜四 (略)

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

六 (略)

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一〜四 (略)

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七条の四第一項に規定する共同学校事務室をいう。)が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

六 (略)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、高等学校を含め更なる学校の望ましい指導体制の構築に努めること。この際、三十五人学級を義務教育の最終形とはせず、「乗ずる数」の在り方や、小中学校の一層の少人数学級化を含めた検討を行い、子供たち一人ひとりに一層きめ細かい教育が届けられる体制の実現を目指すこと。

二 中学校三年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。加えて、本法改正による養護教諭と事務職員の基礎定数の改善に伴い、これらの職の既存の加配定数が減少することのないように措置するとともに、更なる配置充実にについて検討すること。また、本法に含まれていない栄養教諭についても、配置基準の引下げを含め、その配置充実にについて検討すること。

三 多様な児童・生徒への多角的な指導の実現や、教員の孤立防止及びメンタルヘルス対策、教職員の働き方改革の加速化、教職員による性暴力等の防止の観点から、特定の教員が一人で学級経営を担う体制を見直し、いわゆる「チーム担任制」の導入を含め、複数の教員が協働して学級・学年を支援することができるよう指導・運営体制の充実を図ること。また、これに必要な教職員定数の更なる加配や、学年全体を俯瞰するマネジメント層の配置についても検討を行うこと。

四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務の状況について調査を行い、これを踏まえ、所要の措置を講ずること。

五 学校における働き方改革に資するため、教材研究や授業準備等に影響を与えないよう教員の定数増及び教育課程の弾力的運用を含め検討し、教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、学校事務体制の機能強化に向け、共同学校事務室への加配の拡充を行うなど事務職員の配置を充実させ、共同学校事務室の設置促進を図ること。

六 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、専門性の高い民間人材が教育現場に参画しやすい制度の整備と環境づくりへ向けて、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。また、政府及び教育委員会は、教員不足の実態を踏まえ、産育休取得者や病休者の増加、合理的配慮を要する児童生徒の急増に伴う教員の確保難など、構造的要因も考慮しつつ、その解消を図るための対策に万全を期すこと。

七 本法により計画的な教職員定数の改善が図られることによつて、地方公共団体においては必要な教職員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教職員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教職員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

八 「チーム学校」の一員であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職員を実質的に機能させる観点から、配置の拡充や働きやすい環境の整備を支援するとともに、専門職員を含む学校現場全体の校務DX・業務効率化を推進すること。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

令和八年三月三十一日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、高等学校を含め更なる学校の望ましい指導体制の構築に努めること。その際、三十五人学級を義務教育の最終形とはせず、「乗ずる数」の在り方や、小中学校の一層の少人数学級化を含めた検討を行い、子供たち一人一人に一層きめ細かい教育が届けられる体制の実現を目指すこと。

二、中学校三年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保するとともに、更なる配置充実について検討すること。

三、新たな「定数改善計画」後の令和十一年度以降においても、政府は、出生数を鑑み、教育現場における、いじめ・不登校、特別支援教育、日本語指導等の多様な課題の推移を考慮し、長期的な計画を定め、「令和の日本型学校教育」を担う教職員の質と量を確保する策を講ずること。

四、本法による養護教諭と事務職員の基礎定数の改善に伴い、これらの職の既存の加配定数が減少することのないように措置するとともに、更なる配置充実について検討すること。また、本法に含まれていない栄養教諭についても、配置基準の引下げを含め、その配置充実について検討すること。

五、一人職であることの多い養護教諭や事務職員について、孤立を防ぎ専門性を向上させるため、複数配置や共同学校事務室の仕組みを最大限活用し、実践的なノウハウの継承や指導・助言を通じた効果的な育成・研修体制の構築を推進すること。

六、多様な児童生徒への多角的な指導の実現や、教職員の孤立防止及びメンタルヘルス対策、教職員の働き方改革の加速化、教職員による性暴力等の防止の観点から、特定の教員が一人で学級経営を担う体制を見直し、いわゆる「チーム担任制」の導入を含め、複数の教職員が協働して学級・学年を支援することができると指導・運営体制の充実を図ること。また、これに必要な教職員定数の更なる加配や、学年全体を俯瞰するマネジメント層の配置についても検討を行うこと。いわゆる「チーム担任制」を導入し、複数の教員で学級担任業務を分担するに当たっては、各教員の業務負担の実態を踏まえ、学級担任手当が適切に支給されるよう地方公共団体に対して促すこと。

七、意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務の状況について調査を行い、これを踏まえ、所要の措置を講ずること。

八、学校における働き方改革に資するため、教材研究や授業準備等に支障のないよう教員の定数増及び教育課程の弾力的運用を含む検討を行い、教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、学校事務体制の機能強化に向け、共同学校事務室への加配の拡充を行うなど事務職員の配置を充実させ、共同学校事務室の設置促進を図ること。

九、教員が教員でなければできない業務に専念できる環境整備を加速するため、「学校と教師の業務の三分類」の趣旨について、政府は保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。また、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置充実、不当な要求等を行う保護者等への対応に係る支援、部活動の地域展開等を円滑に進めるための援助等に必要な財政措置を講ずるとともに、地方公共団体における取組を積極的に支援すること。

十、質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、専門性の高い民間人材が教育現場に参画しやすい制度の整備と環境づくりへ向けて、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。また、政府及び教育委員会は、教員不足の実態を踏まえ、産育休取得者や病休者の増加、合理的配慮を要する児童生徒の急増に伴う教員の確保難など、構造的要因も考慮しつつ、その解消を図るための対策に万全を期すこと。

十一、多様で質の高い教員人材を安定的に確保するため、教職に就いた者が在学中に貸与を受けた奨学金の返還免除制度について、大学院段階にとどまらず、学部段階においても早急に検討を進めること。

十二、本法により計画的な教職員定数の改善が図られることによつて、地方公共団体においては必要な教職

員を見通しをもって採用・配置しやすくなることから、政府は、非正規教職員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教職員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

十三、「チーム学校」の一員であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員をより効果的に機能させる観点から、配置の一層の拡充や働きやすい環境の整備を支援するとともに、専門職員を含む学校現場全体の校務DX・業務効率化を推進すること。その際、地方公共団体間における格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。

右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の概要

1. 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、公立の中学校等における学級編制の標準及び小中学校等の教職員定数の標準に関する経過措置を定める。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の改正に係る経過措置 【第1条関係】

改正法附則第2条第1項に基づき政令で定める学級編制の標準を40人とする学年について、令和8年度は、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の第2学年及び第3学年並びに義務教育学校の第8学年及び第9学年とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

	R8	R9	R10
中学1年	35人学級	35人学級	35人学級
中学2年	40人学級	35人学級	35人学級
中学3年	40人学級	40人学級	35人学級

(2) 教職員定数の標準の改正に係る経過措置 【第3条関係】

改正法附則第2条第3項の規定に基づき、令和10年度までの3年間で改正法による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけるため、令和8年度においては、養護教諭等及び事務職員の数の標準について算定方法を以下のとおりとする。

- 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、令和8年度においては、小学校等は834人、中学校等は784人とする（右図参照）。

【第3条第4項第2号関係】

- 共同学校事務室を2以上置く市町村に1名の事務職員を置くための定数の算定について、令和8年度においては、算定される市町村の合計数に3分の1を乗じて得た数とする。

【第3条第6項第2号及び第7項第2号関係】

※上記以外の算定については、従前どおり行うこととする。

	小学校等	中学校等
改正前	851人	801人
R8	834人	784人
R9	817人	767人
R10 (完成)	801人	751人

(3) その他関係政令の読替え 【第2条及び第4条関係】

令和10年3月31日までは、改正法附則第2条第1項、第2項及び第3項により経過措置期間中の学級編制の標準及び教職員定数の標準が適用されることに伴い、関係政令について、所要の読替え規定をおく。

3. 施行期日

令和8年4月1日 【附則関係】

政令第八十七号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第三条第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第三項及び第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（学級編制の標準に関する経過措置として毎年度政令で定める学年）

第一条 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の政令で定める学年は、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の第二学年及び第三学年並びに

義務教育学校の第八学年及び第九学年とする。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の規定の適用に関する読替え）

第二条 改正法附則第二条第一項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号。以下「標準法施行令」という。）第四条第二項及び第三項並びに第八条第二項及び第三項の規定の適用については、標準法施行令第四条第二項中「法第三条第二項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。次項並びに第八条第二項及び第三項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項」と、同条第三項及び標準法施行令第八条第三項中「法第四条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第四条第二項」と、同条第二項中「法第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項」とする。

（公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）

第三条 改正法附則第二条第三項の政令で定める都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数の標準となる数は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、次項から第六項までの規定により算定した数の合計数とする。この場合においては、それぞれ、当該各項の規定により算定した数を標準として、当該各項に規定する教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

2 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下この条において「公立の小学校等」という。）に置くべき校長（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」という。）第二条第三項に規定する校長をいう。）の数は、標準法第六条の二に規定するところにより算定した数とする。

3 公立の小学校等に置くべき教頭及び教諭等（標準法第七条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。）の数は、同項及び同条第二項に規定するところにより算定した数とする。

4 公立の小学校等に置くべき養護教諭等（標準法第八条に規定する養護教諭等をいう。第三号において同じ。）の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 標準法第八条第一号及び第三号に規定するところにより算定した数を合計した数

二 児童の数が八百三十四人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が七百八十四人以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数との合計数に一を乗じて得た数

三 標準法施行令第七条第二項第二号に規定するところにより文部科学大臣が定める数及び同条第六項に規定するところにより文部科学大臣が定める数（養護教諭等に係る部分に限る。）を合計した数

5 公立の小学校等（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）に置くべき栄養教諭等（標準法第八条の二に規定する栄養教諭等をいう。）の数は、同条に規定するところにより算定した数とする。

6 公立の小学校等に置くべき事務職員（標準法第二条第三項に規定する事務職員をいう。第三号において同じ。）の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 標準法第九条第一号から第四号までに規定するところにより算定した数を合計した数

二 共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。次項第二号において同じ。）であつて小学校、中学校若し

くは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市町村（特別区を含み、同号に規定する市町村に該当するものを除く。）の合計数に三分の一を乗じて得た数

三 標準法施行令第七条第五項に規定するところにより文部科学大臣が定める数及び同条第六項に規定するところにより文部科学大臣が定める数（事務職員に係る部分に限る。）を合計した数

7 改正法附則第二条第三項の政令で定める都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準となる数は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 標準法第十条の二、第十一条第一項、第十二条から第十三条の二まで及び第十四条第一号に規定するところにより算定した数を合計した数

二 共同学校事務室であつて特別支援学校に置かれるものを二以上（前項第二号に規定する共同学校事務室を一置く市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）にあつては、一以上）置く市町村の合計数に三分の一を乗じて得た数

8 第六項第二号及び前項第二号の規定により教職員の数を算定する場合において、一未満の端数を生じた

ときは、一に切り上げる。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定の適用に関する読替え）

第四条 令和十年三月三十一日までの間は、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第五号	標準法第六条の二	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和八年政令第八十七号。以下「経過措置政令」という。）第三条第二項
第二項本文	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八十	

	第一条第十七号	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する 標準法第四条第二項
第一条第十九号	第四条第二項	標準法第九条	経過措置政令第三条第六項
	標準法第十条第一項		改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する 標準法第四条第二項
			経過措置政令第三条第七項

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について

令和八年四月一日

文部科学大臣 裁定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（昭和四十四年文部大臣裁定）の一部を次のように改正する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについてに次の附則を加える。

附 則

1 この定めは、令和八年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項の文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）は、

令和八年四月一日現在において当該学校に在学する生徒の数を基礎として、次の表の上欄に掲げる学級編製の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数に基づき算定した当該学校の学級の数が、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数（当該学校の特別教室の数が公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成一八年文部科学大臣裁定）第一の三八に定める特別教室の数の基準を超える場合にあっては、当該基準を超える特別教室の数を含む。）を超え、かつ、当該超過分に充てるためのその他適切な施設を確保することが困難である中学校（第一学年（義務教育学校にあっては第七学年）に限る。）とする。

学級編製の区分	一学級の生徒の数
同学年の生徒で編制する学級	三五人（中学校の第二学年及び第三学年（義務教育学校にあっては第八学年及び第九学年）にあっては、四〇人）
二の学年の生徒で編制する学級	八人
特別支援学級	八人

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定め
について（昭和四十四年八月七日文部大臣裁定）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号。
以下「法」という。）第三条第三項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関す
る法律施行令（昭和三三年政令第二〇二号。以下「令」という。）第二条の二、第五条及び第八条の規
定に基づき、下記のように定める。

記

1 法第三条第三項の文部科学大臣が定める障害は、視覚障害者、聴覚障害者、または知的障害者、
肢体不自由者若しくは病弱者の障害で学校教育法施行令（昭和二八年政令三四〇号）第二条の三
に定める程度のもとする。

2 令第二条第一項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成五
年文部省告示第七号で定めるところにより小学校（義務教育学校の前期課程を含む。3において同
じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。3において同じ。）

の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

3 令第二条第二項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二六年文部科学省告示第一号で定めるところにより小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

4 令第三条の文部科学大臣が定める数は、都道府県又は地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市（10才において単に「指定都市」という。）の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教頭及び教諭等の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とすると認める学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

5 令第六条の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二六年文

部科学省告示第一号で定めるところにより特別支援学校の小学部又は中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

6 令第七条第二項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校の数及び当該指導を受ける児童又は生徒の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

7 令第七条第三項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校及び同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

8 令第七条第四項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

9 令第七条第五項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する共同学校事務室が置かれている学校及び事務処理の拠点となつている学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

10 令第七条第六項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる要項等に基づき学校において行われる研究とする。

ア 指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業実施要項

イ 教育研究開発実施要項

ウ 教育課程実践検証協力校事業実施要項

エ こどもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業委託要項

オ 都道府県又は指定都市の教育委員会が定める研究指定校の実施に係る要項で別に定めるもの

11 令第七条第六項の文部科学大臣が定める数は、10に定める研究が行われている義務教育諸学校の数、教育公務員特例法（昭和二四年法律第一号）第二二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

附 則〔昭和四八年三月二六日文初財第二二一号〕

この定めは、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四六年法律第一二九号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和四九年七月一三日文初財第三七二号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四九年法律第九〇号）の施行の日から実施する。

附 則〔昭和五五年五月二二日文初財第一二四号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五七年四月一日文初財第一六〇号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五七年政令第三三三号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五八年四月一日文初財第一七六号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五八年政令第三〇号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五九年四月一日文初財第一五三号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五九年政令第四一号）の施行の日（昭和五九年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六〇年五月二四日文教財第一一二号〕

この定めは、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六一年四月一日文教財第九一号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六一年政令第三六号）の施行の日（昭和六一年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六二年四月一日文教財第七七号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第七四号）の施行の日（昭和六十二年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六十二年五月二一日文教財第一一〇号〕

この定めは、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六三年四月一日文教財第七六号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六三年政令第四七号）の施行の日（昭和六三年四月一日）から適用する。

附 則〔平成元年四月一日文教財第八二号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成元年政令第一〇二号）の施行の日（平成元年四月一日）から適用する。

附 則〔平成元年五月二九日文教財第八二号〕

この定めは、平成元年四月一日から適用する。

附 則〔平成二年四月一日文教財第九七号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改

正する政令の一部を改正する政令（平成二年政令第六七号）の施行の日（平成二年四月一日）から適用する。

附 則〔平成二年六月一三日文教財第一一〇号〕

この定めは、平成二年四月一日から適用する。

附 則〔平成三年四月一一日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成三年四月一日から適用する。

附 則〔平成四年七月三一日文教財第一〇二号〕

この定めは、公布の日から施行する。

附 則〔平成五年四月一日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第九〇号）の施行の日（平成五年四月一日）から適用する。

附 則〔平成六年六月三〇日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成六年四月一日から適用する。

附 則〔平成七年五月九日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成七年四月一日から適用する。

附 則〔平成八年三月二九日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成八年四月一日から適用する。

附 則〔平成一〇年一〇月一日文教財第一一四号〕

この定めは、平成十年四月一日から適用する。

附 則〔平成一一年四月一日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成一二年九月二〇日〕

この定めは、平成十二年四月一日から適用する。

附 則〔平成一三年五月八日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改

正する政令（平成一三年政令第一五四号）の施行の日（平成一三年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一四年四月二六日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改

正する政令（平成一四年政令第八二号）の施行の日（平成一四年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一五年三月三一日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改

正する政令（平成一五年政令第四百号）の施行の日（平成十五年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一六年三月三十一日〕

この定めは、平成十六年四月一日から適用する。

附 則〔平成一七年三月三十一日〕

この定めは、平成十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成一八年三月三十一日〕

この定めは、平成十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成一九年三月三十一日〕

この定めは、平成十九年四月一日から適用する。

附 則〔平成二〇年三月三十一日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十年四月一日）から適用する。

附 則〔平成二一年三月三十一日〕

この定めは、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成二二年三月三十一日〕

この定めは、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則〔平成二三年四月二二日〕

この定めは、平成二十三年四月二十二日から適用する。

附 則〔平成二六年三月三一日〕

この定めは、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則〔平成二七年三月一八日〕

この定めは、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成二八年三月二八日〕

この定めは、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成二九年三月三一日〕

1 この定めは、平成二十九年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二九年政令第一二八号。以下「改正令」という。）附則第二条第三項第七号の文部科学大臣が定める数は、同号に規定する特別の指導が行われている学校の数及び同号に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（令和三年文部科学大臣裁定）による改正後の公立義務教育諸学校

の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（以下「新大臣定め」という。）記10の規定は、改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める研究に準用する。

4 改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める数は、前項において準用する新大臣定め記10に定める研究が行われている小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の数、教育公務員特例法（昭和二四年法律第一号）第二二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

5 新大臣定め記10の規定は、改正令附則第二条第七項第五号の文部科学大臣が定める研究に準用する。

6 改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める数は、前項において準用する新大臣定め記10に定める研究が行われている特別支援学校の小学部又は中学部の数、教育公務員特例法第二二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

附 則〔平成三〇年三月三〇日〕

この定めは、平成三十年四月一日から適用する。

附 則〔平成三一年三月二九日〕

この定めは、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則〔令和二年三月三〇日〕

この定めは、令和二年四月一日から適用する。

附 則〔令和三年三月三一日〕

1 この定めは、令和三年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第一四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）第三条第二項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校は、令和七年四月一日現在において当該学校に在学する児童の数を基礎として、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数に基づき算定した当該学校の学級の数が、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数（当該学校の特別教室の数が公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成一八年文部科学大臣裁定）第一の三八に定める特別教室の数の基準を超える場合にあつては、当該基準を超える特別

教室の数を含む。)を超え、かつ、当該超過分に充てるためのその他の適切な施設を確保することが困難である小学校(第二学年から第六学年までに限る。)とする。

<p>学年編制の区分</p>	<p>一学級の児童の数</p>
<p>同学年の児童で編制する学級</p>	<p>三五人</p>
<p>二の学年の児童で編制する学級</p>	<p>一六人(第一学年の児童を含む学級にあっては、八人)</p>
<p>学校教育法(昭和二二年法律第二六号)第八一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級</p>	<p>八人</p>

附 則〔令和四年三月二五日〕(抄)

1 この定めは、令和四年四月一日から適用する。

附 則〔令和五年三月一七日〕(抄)

1 この定めは、令和五年四月一日から適用する。

附 則〔令和六年三月二八日〕(抄)

1 この定めは、令和六年四月一日から適用する。

附 則〔令和八年三月三十一日〕(抄)

1 この定めは、令和八年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和

八年法律第七号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項の文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）は、令和八年四月一日現在において当該学校に在学する生徒の数を基礎として、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数に基づき算定した当該学校の学級の数が、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数（当該学校の特別教室の数が公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成一八年文部科学大臣裁定）第一の三八に定める特別教室の数の基準を超える場合にあつては、当該基準を超える特別教室の数を含む。）を超え、かつ、当該超過分に充てるためのその他の適切な施設を確保することが困難である中学校（第一学年（義務教育学校にあつては第七学年）に限る。）とする。

学級編制の区分	一学級の生徒の数
同学年の生徒で編制する学級	三五人（中学校の第二学年及び第三学年（義務教育学校にあつては第八学年及び第九学年）にあつては、四〇人）
二の学年の生徒で編制する学級	八人
特別支援学級	八人

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定め
についての一部改正について

令和八年三月二十三日

文部科学大臣裁定

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めにつ
いて（昭和四十九年七月一三日文部大臣裁定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以
下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に
掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて
いないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>11 1510 「略」 令第2条第5項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる実施要項等に基づき学校において行われるものとする。 ア エ 「略」 「削る。」 12 刈 「略」 「略」</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>11 1510 「同上」 令第2条第5項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる実施要項等に基づき学校において行われるものとする。 ア エ 「同上」 刈 WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業実施要項 12 刈 「同上」 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この定めは、令和八年四月一日から適用する。

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（昭和四十九年七月一三日文部大臣裁定）

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三六年法律第一八八号。以下「法」という。）第十四条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三七年政令第二一五号。以下「令」という。）第一条、第二条第二項から第五項まで及び第四条の規定に基づき、下記のように定める。

記

1 法第十四条の文部科学大臣が定める障害は、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の障害で学校教育法施行令（昭和二八年政令三四〇号）第二二条の三に定める程度のもとする。

2 令第一条の文部科学大臣が定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした

指導に係る授業時数及び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等を置くことについての配慮を必要とする」と認める学校の数等を基礎として別に定める数とする。

3 令第二条第二項の表第四欄の文部科学大臣が定める数は、総合学科の生徒の収容定員等を基礎として別に定める数とする。

4 令第二条第三項の表一の項中欄の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成五年文部省告示第七号で定めるところにより高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の教育課程の一部に加え、又はその一部に替えるものとする。

5 令第二条第三項の表下欄の文部科学大臣が定める数は、同項の表中欄に掲げる特別の指導が行われる学校の数及び当該指導を受ける生徒の数等を基礎として別に定める数とする。

6 令第二条第四項の表一の項中欄の文部科学大臣が定める数は九とする。

7 令第二条第四項の表二の項中欄の前段の文部科学大臣の定める数は八〇〇とし、同項中欄の後段の文部科学大臣の定める数は九とする。

8 令第二条第四項の表三の項及び表五の項中欄の文部科学大臣の定める数は四四とする。

9 令第二条第四項の表四の項中欄の開設科目の授業時数が文部科学大臣の定める数を超えていることは、同欄に規定する単位制による教育に係る開設科目の一週間当たりの授業時数が、当該教育に係る一の学年当たりの生徒の収容定員の数を四〇で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、

一に切り上げる。)に九九を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、切り捨てる。)を超えていることとする。

10 令第二条第四項の表下欄の文部科学大臣が定める数は、同表一の項に係る普通教育を主とする学科の数、同表二の項及び三の項に係る普通教育を主とする学科における開設科目数並びに同表四の項に規定する単位制による教育に係る生徒の収容定員、同表五の項に係る普通教育を主とする学科における開設科目数並びに同表六の項に係る全日制又は定時制の課程の数等を基礎として別に定める数とする。

11 令第二条第五項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる実施要項等に基づき学校において行われるものとする。

ア 指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業実施要項

イ 教育研究開発実施要項

ウ スーパーサイエンスハイスクール実施要項

エ 教育課程実践検証協力校事業実施要項

オ 都道府県又は市町村の教育委員会が定める研究指定校の実施に係る要項で別に定めるもの

12 令第二条第五項の文部科学大臣が定める数は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員

の数、11に定める研究が行われている高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部の数、教育公務員特例法第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条の二第一項の指導改善研修を受けている教職員の数並びに修業年限が三年のものと四年のものが存することとなる定時制の課程の生徒の收容定員等を基礎として別に定める数とする。

附 則

1 この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）の施行の日から実施する。

2 令附則第二項の文部科学大臣が定める数は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数等を基礎として別に定める数とする。

附 則（昭和五五年五月二二日文初財第一二四号）

この定めは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五五年政令第一三三号）の施行の日から適用する。

附 則（昭和五八年四月一日文初財第一七七号）

この定めは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五八年政令第三一号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五九年四月一日文初財第一五四号〕

この定めは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五九年政令第四二号）の施行の日（昭和五九年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六〇年五月二四日文教財第一一三号〕

この定めは、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六一年四月一日文教財第九二号〕

この定め中記4を削る改正規定は公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六〇年政令第三七号）の施行の日（昭和六一年四月一日）から、記3の改正規定及び記2の次に一項を加える規定は公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六〇年政令第三〇八号）の施行の日（昭和六〇年一月一〇日）から施行する。

附 則〔昭和六二年五月二一日文教財第一一一号〕

この定めは、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六三年七月一五日文教財第一四六号〕

この定めは、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則〔平成元年四月一日文教財第八二号〕

この定めは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令等を改正する政令（平成元年政令第八七号）の施行の日（平成元年四月一日）から適用する。

附 則〔平成元年五月二九日文教財第八二号〕

この定めは、平成元年四月一日から適用する。

附 則〔平成二年四月一日文教財第九九号〕

この定めは、平成二年四月一日から適用する。

附 則〔平成三年四月一日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成三年四月一日から適用する。

附 則〔平成四年七月三十一日文教財第一〇二号〕

この定めは、公布の日から施行する。

附 則〔平成五年四月一日〕

この定めは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第九一号）の施行の日（平成元年四月一日）から適用する。

附 則〔平成八年三月二五日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成八年四月一日から適用する。

附 則〔平成一〇年一〇月一日文教財第一一五号〕

この定めは、平成十年四月一日から適用する。

附 則〔平成一一年四月一日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成一二年九月二〇日〕

この定めは、平成十二年四月一日から適用する。

附 則〔平成一三年五月八日〕

この定めは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一三年政令第一五五号）の施行の日（平成一三年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一四年四月二六日〕

この定めは、平成一四年四月一日から適用する。

附 則〔平成一五年三月三一日〕

この定めは、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一五年政令第六号）の施行の日（平成一五年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一六年三月三十一日〕

この定めは、平成十六年四月一日から適用する。

附 則〔平成一七年三月三十一日〕

この定めは、平成十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成一八年三月三十一日〕

この定めは、平成十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成一九年三月三十一日〕

この定めは、平成十九年四月一日から適用する。

附 則〔平成二〇年三月三十一日〕

この定めは、平成二十年四月一日から適用する。

附 則〔平成二一年三月三十一日〕

この定めは、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成二二年三月三十一日〕

この定めは、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則〔平成二三年四月一日〕

この定めは、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則〔平成二五年二月二二日〕

この定めは、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十七号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。

附 則〔平成二六年三月三一日〕

この定めは、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則〔平成二七年三月一八日〕

この定めは、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成二八年三月二八日〕

この定めは、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成二八年三月二八日〕

この定めは、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成二九年三月三一日〕

この定めは、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則〔平成三〇年三月三〇日〕

この定めは、平成三十年四月一日から適用する。

附 則〔平成三一年三月二九日〕

この定めは、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則〔令和二年三月三〇日〕

この定めは、令和二年四月一日から適用する。

附 則〔令和三年三月三一日〕

この定めは、令和三年四月一日から適用する。

附 則〔令和四年三月二五日〕

この定めは、令和四年四月一日から適用する。

附 則〔令和六年三月二八日〕

この定めは、令和六年四月一日から適用する。

附 則〔令和七年三月二五日〕

この定めは、令和七年四月一日から適用する。

附 則〔令和八年三月二三日〕

この定めは、令和八年四月一日から適用する。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（令和7年度施行）の概要

1. 改正の概要

教職員の給与費等について、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号）第1条第4号、第6号、第8号、第10号、第12号、第14号、第16号及び第18号の規定により都道府県教員基礎給料月額等は、国家公務員の俸給等を勘案して省令で定めることとされており、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成16年文部科学省令第28号。以下「限度省令」という。）で定められている。

令和7年8月の人事院勧告を受けて令和7年12月に成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）により、令和7年度分の国家公務員の給与について令和7年4月1日に遡って令和7年の官民較差を踏まえた俸給月額の一部引き上げ等の見直しがなされた。令和7年度分の教職員の給与費等の国庫負担額の最高限度の算定について当該国家公務員の給与の見直しに伴い、限度省令別表に規定する経験年数に応ずる給料月額の改正を行う。

2. 施行期日

公布の日

（本省令は、国家公務員と同様に、今回の見直しを令和7年度における教職員の給与費等に反映させるため、令和7年度の義務教育費国庫負担金から適用する。）

○文部科学省令第十二号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

文部科学大臣 松本 洋平

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
21年未満		424,500
21年以上	22年未満	424,600
22年以上	23年未満	424,800
23年以上	24年未満	429,900
24年以上	25年未満	435,400
25年以上	26年未満	440,100
26年以上	27年未満	444,900
27年以上	28年未満	449,700
28年以上	29年未満	454,800
29年以上	30年未満	462,700
30年以上	31年未満	464,600
31年以上		467,600
暫定再任用		426,600

別表第二（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		338,300
8年以上	9年未満	343,200
9年以上	10年未満	347,600
10年以上	11年未満	352,400
11年以上	12年未満	357,000
12年以上	13年未満	366,300
13年以上	14年未満	370,400
14年以上	15年未満	376,200
15年以上	16年未満	382,100
16年以上	17年未満	387,400
17年以上	18年未満	392,600
18年以上	19年未満	397,400
19年以上	20年未満	402,100
20年以上	21年未満	407,000
21年以上	22年未満	411,700
22年以上	23年未満	415,500
23年以上	24年未満	420,700
24年以上	25年未満	424,700
25年以上	26年未満	429,800
26年以上	27年未満	433,300
27年以上	28年未満	435,700
28年以上	29年未満	437,800
29年以上	30年未満	439,100
30年以上	31年未満	444,200
31年以上	32年未満	444,300
32年以上	33年未満	446,300
33年以上	34年未満	447,400
34年以上		449,300
暫定再任用		350,100

別表第三（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		316,700
8年以上	9年未満	322,800
9年以上	10年未満	325,300
10年以上	11年未満	332,000
11年以上	12年未満	338,100
12年以上	13年未満	347,700
13年以上	14年未満	353,100
14年以上	15年未満	359,300
15年以上	16年未満	365,500
16年以上	17年未満	371,500
17年以上	18年未満	376,300
18年以上	19年未満	380,900
19年以上	20年未満	385,700
20年以上	21年未満	390,200
21年以上	22年未満	394,300
22年以上	23年未満	397,800
23年以上	24年未満	402,200
24年以上	25年未満	405,800
25年以上	26年未満	410,200
26年以上	27年未満	413,600
27年以上	28年未満	416,100
28年以上	29年未満	418,600
29年以上	30年未満	420,400
30年以上	31年未満	425,300
31年以上	32年未満	425,400
32年以上	33年未満	426,500
33年以上	34年未満	427,600
34年以上	35年未満	429,100
35年以上	36年未満	429,200
36年以上	37年未満	429,800
37年以上		430,500
暫定再任用		314,300

別表第四（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		264,000
1年以上	2年未満	269,300
2年以上	3年未満	272,300
3年以上	4年未満	279,300
4年以上	5年未満	284,700
5年以上	6年未満	294,400
6年以上	7年未満	303,300
7年以上	8年未満	303,500
8年以上	9年未満	310,900
9年以上	10年未満	311,400
10年以上	11年未満	320,000
11年以上	12年未満	327,700
12年以上	13年未満	337,500
13年以上	14年未満	344,300
14年以上	15年未満	350,800
15年以上	16年未満	357,300
16年以上	17年未満	364,000
17年以上	18年未満	368,400
18年以上	19年未満	372,900
19年以上	20年未満	377,800
20年以上	21年未満	381,900
21年以上	22年未満	385,300
22年以上	23年未満	388,600
23年以上	24年未満	392,200
24年以上	25年未満	395,400
25年以上	26年未満	399,100
26年以上	27年未満	402,300
27年以上	28年未満	405,000
28年以上	29年未満	407,800
29年以上	30年未満	410,200
30年以上	31年未満	414,900
31年以上	32年未満	415,000
32年以上	33年未満	415,100
33年以上	34年未満	416,300
34年以上	35年未満	417,300
35年以上	36年未満	417,500
36年以上	37年未満	418,800
37年以上		420,100
暫定再任用		285,800

別表第五（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		259,600
1年以上	2年未満	264,400
2年以上	3年未満	266,800
3年以上	4年未満	272,900
4年以上	5年未満	276,800
5年以上	6年未満	281,800
6年以上	7年未満	285,200
7年以上	8年未満	288,500
8年以上	9年未満	290,000
9年以上	10年未満	292,200
10年以上	11年未満	294,600
11年以上	12年未満	297,100
12年以上	13年未満	299,200
13年以上	14年未満	302,200
14年以上	15年未満	303,900
15年以上	16年未満	306,100
16年以上	17年未満	307,600
17年以上	18年未満	309,100
18年以上	19年未満	310,100
19年以上	20年未満	311,200
20年以上	21年未満	312,600
21年以上	22年未満	313,600
22年以上	23年未満	314,600
23年以上	24年未満	315,400
24年以上	25年未満	316,100
25年以上	26年未満	316,700
26年以上	28年未満	317,700
28年以上	32年未満	317,900
32年以上		318,000
暫定再任用		238,400

別表第六（第三条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		224,200
1年以上	2年未満	241,900
2年以上	3年未満	244,200
3年以上	4年未満	245,100
4年以上	5年未満	246,900
5年以上	6年未満	251,600
6年以上	7年未満	255,000
7年以上	8年未満	257,900
8年以上	9年未満	261,300
9年以上	10年未満	264,600
10年以上	11年未満	268,000
11年以上	12年未満	282,200
12年以上	13年未満	285,900
13年以上	14年未満	289,600
14年以上	15年未満	293,300
15年以上	16年未満	297,700
16年以上	17年未満	302,400
17年以上	18年未満	307,500
18年以上	19年未満	322,600
19年以上	20年未満	328,400
20年以上	21年未満	334,000
21年以上	22年未満	338,900
22年以上	23年未満	342,500
23年以上	24年未満	346,100
24年以上	25年未満	375,100
25年以上	26年未満	379,000
26年以上	27年未満	383,100
27年以上	28年未満	386,300
28年以上	29年未満	389,300
29年以上	30年未満	403,800
30年以上	31年未満	409,200
31年以上	32年未満	412,700
32年以上	33年未満	416,100
33年以上	34年未満	418,300
34年以上	35年未満	420,700
35年以上		422,200
暫定再任用		263,700

別表第七（第四条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		203,900
1年以上	2年未満	211,200
2年以上	3年未満	218,100
3年以上	4年未満	225,200
4年以上	5年未満	234,500
5年以上	6年未満	237,700
6年以上	7年未満	243,500
7年以上	8年未満	246,800
8年以上	9年未満	249,700
9年以上	10年未満	258,900
10年以上	11年未満	264,300
11年以上	12年未満	268,500
12年以上	13年未満	272,900
13年以上	14年未満	285,800
14年以上	15年未満	289,300
15年以上	16年未満	293,400
16年以上	17年未満	298,200
17年以上	18年未満	302,900
18年以上	19年未満	307,800
19年以上	20年未満	311,900
20年以上	21年未満	321,300
21年以上	22年未満	326,000
22年以上	23年未満	330,400
23年以上	24年未満	335,300
24年以上	25年未満	339,300
25年以上	26年未満	342,700
26年以上	27年未満	368,400
27年以上	28年未満	373,200
28年以上	29年未満	376,500
29年以上	30年未満	379,400
30年以上	31年未満	381,800
31年以上	32年未満	393,900
32年以上	33年未満	396,500
33年以上	34年未満	398,700
34年以上	35年未満	401,000
35年以上	36年未満	403,100
36年以上	37年未満	405,000
37年以上		419,700
暫定再任用		268,500

別表第八（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		430,600
18年以上	19年未満	431,600
19年以上	20年未満	432,400
20年以上	21年未満	433,400
21年以上	22年未満	434,500
22年以上	23年未満	436,600
23年以上	24年未満	442,900
24年以上	25年未満	449,600
25年以上	26年未満	456,200
26年以上	27年未満	461,600
27年以上	28年未満	469,800
28年以上	29年未満	479,900
29年以上	30年未満	485,800
30年以上		493,700
暫定再任用		437,000

別表第九（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		359,200
11年以上	12年未満	363,700
12年以上	13年未満	368,300
13年以上	14年未満	373,100
14年以上	15年未満	377,500
15年以上	16年未満	383,300
16年以上	17年未満	389,800
17年以上	18年未満	394,400
18年以上	19年未満	401,200
19年以上	20年未満	407,000
20年以上	21年未満	413,400
21年以上	22年未満	419,400
22年以上	23年未満	424,200
23年以上	24年未満	429,800
24年以上	25年未満	435,400
25年以上	26年未満	440,500
26年以上	27年未満	446,600
27年以上	28年未満	452,500
28年以上	29年未満	458,500
29年以上	30年未満	467,700
30年以上	31年未満	471,400
31年以上	32年未満	477,000
32年以上		477,100
暫定再任用		356,900

別表第十（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		335,800
11年以上	12年未満	341,900
12年以上	13年未満	349,000
13年以上	14年未満	354,900
14年以上	15年未満	360,400
15年以上	16年未満	366,200
16年以上	17年未満	372,900
17年以上	18年未満	378,200
18年以上	19年未満	384,700
19年以上	20年未満	390,600
20年以上	21年未満	396,500
21年以上	22年未満	401,900
22年以上	23年未満	406,300
23年以上	24年未満	411,700
24年以上	25年未満	416,400
25年以上	26年未満	420,800
26年以上	27年未満	425,500
27年以上	28年未満	429,500
28年以上	29年未満	433,400
29年以上	30年未満	438,800
30年以上	31年未満	443,200
31年以上	32年未満	446,100
32年以上	33年未満	446,200
33年以上	34年未満	446,900
34年以上	36年未満	447,400
36年以上	37年未満	447,900
37年以上		448,400
暫定再任用		319,100

別表第十一（第五條、附則第三條關係）

経験年数		月額
		円
1年未満		264,900
1年以上	2年未満	270,000
2年以上	3年未満	272,800
3年以上	4年未満	279,900
4年以上	5年未満	285,400
5年以上	6年未満	295,200
6年以上	7年未満	304,400
7年以上	8年未満	304,700
8年以上	9年未満	312,000
9年以上	10年未満	312,400
10年以上	11年未満	321,000
11年以上	12年未満	328,700
12年以上	13年未満	338,400
13年以上	14年未満	345,300
14年以上	15年未満	352,000
15年以上	16年未満	357,700
16年以上	17年未満	364,700
17年以上	18年未満	370,600
18年以上	19年未満	376,900
19年以上	20年未満	382,900
20年以上	21年未満	388,300
21年以上	22年未満	393,000
22年以上	23年未満	397,000
23年以上	24年未満	402,200
24年以上	25年未満	406,000
25年以上	26年未満	409,800
26年以上	27年未満	413,100
27年以上	28年未満	415,100
28年以上	29年未満	417,000
29年以上	30年未満	418,500
30年以上	31年未満	423,700
31年以上	32年未満	423,800
32年以上	33年未満	423,900
33年以上	34年未満	425,300
34年以上	35年未満	426,300
35年以上	36年未満	426,400
36年以上	37年未満	427,400
37年以上		428,400
暫定再任用		288,900

別表第十二（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		260,300
1年以上	2年未満	265,000
2年以上	3年未満	267,500
3年以上	4年未満	273,900
4年以上	5年未満	278,700
5年以上	6年未満	284,100
6年以上	7年未満	288,300
7年以上	8年未満	289,100
8年以上	9年未満	289,800
9年以上	10年未満	291,900
10年以上	11年未満	293,100
11年以上	12年未満	296,200
12年以上	13年未満	300,200
13年以上	14年未満	303,500
14年以上	15年未満	306,400
15年以上	16年未満	309,000
16年以上	17年未満	312,800
17年以上	18年未満	316,600
18年以上	19年未満	320,000
19年以上	20年未満	322,500
20年以上	21年未満	324,500
21年以上	22年未満	330,300
22年以上	23年未満	333,900
23年以上	24年未満	336,200
24年以上	25年未満	337,800
25年以上	26年未満	339,000
26年以上	27年未満	340,700
27年以上	28年未満	341,400
28年以上	29年未満	342,400
29年以上	30年未満	343,900
30年以上	31年未満	344,400
31年以上	32年未満	344,700
32年以上	33年未満	346,300
33年以上	34年未満	347,600
34年以上	35年未満	347,700
35年以上	36年未満	347,800
36年以上	37年未満	348,700
37年以上		349,500
暫定再任用		247,200

附 則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。